

課外活動団体 御中

課外活動団体顧問・監督 各位

学生支援センター

所長 宇野 文夫

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う課外活動について
 [BCP レベル3 適用期間9月13日～9月30日]

9月13日以降の課外活動について以下の通りお知らせします。兵庫県は9月30日まで「緊急事態宣言」の発令が延長されました。引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため課外活動を行う学生一人一人が適切な行動を取るよう徹底していただくことを強く要請いたします。なお、新型コロナウイルス感染状況、および政府等からの通知によっては、制限内容を強化したり期間を延長したりする場合があります。

項目	2021年9月13日以降 (緊急事態宣言)
(1) 対象団体	<p><u>学内外を問わず対面での活動を禁止（オンラインによる活動を除く）</u> <u>ただし、以下に該当する団体を除く</u> ・指定クラブ（特別強化・強化・育成クラブ）および大学祭中央実行委員会 ・11月3日までに公式戦を控えている団体 <u>※活動を希望する団体は学生支援センターに「課外活動実施届（緊急事態宣言）」を提出すること</u></p>
(2) 通常の活動および練習について	<ul style="list-style-type: none"> ・学内施設での練習に限る。 ※活動施設が学内にない団体はその限りではない。 ・活動時間：7：00～20：00 ※20時には施設を退出すること。 ・学内外を問わず他大学等との合同練習および練習試合は禁止 ※兵庫県の方針に合わせて変更する ・合宿開催は不可とする。
(3) 活動内容（練習内容）について	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容（練習内容）は「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」もしくは所属連盟等のガイドラインにて定められた内容を遵守し、感染防止策を適切に講じた上で行う。
(4) 公式戦への参加について	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者の行う感染予防措置を確認し、その徹底を図ることを前提に11月3日までの公式戦（本戦・予選）の参加を認める。 ・本学施設を使用しての公式戦（本戦・予選）は禁止する。 ・宿泊を要する場合は宿泊期間中本学指導者の帯同を必須とし、実施2週間前までに学生支援センターへ許可申請をすること。
(5) 総合型地域スポーツ・文化クラブの実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・開催を停止する。 ・開催申請の新規受付を停止する。
(6) 入部予定者（高校生等）の活動参加について	
(7) 入部希望者（新入生等）の活動参加について	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を許可された団体のみ、感染防止策を講じた上で認める。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 見学 2. 体験入部・セレクション
(8) 顧問監督等の視察について	<ul style="list-style-type: none"> ・大学関係者の視察が認められた大会、または許可を得た視察先への訪問のみ認める。 その場合、マスク着用等、感染防止の対策を必ず行うこと。
(9) 指定クラブ強化特別入試受験希望者への面談等実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・認める。

以上